

役員報酬規程

役員等報酬規程

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人クローバー会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、別表1のとおり報酬等を支給する。

3 役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 理事長については、月額800,000円を限度として、報酬を支給することができる。ただし、交通費の実費は旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償するものとする。ただし、交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(3) 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した、職

員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤役員に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 4 号 この法人の理事長を除く役員並びに評議員の報酬総額は、年間 50 万円以内とする。

(費用弁償の支給)

第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、社会福祉法人クローバー会給与規程の支給に関する規程に基づき支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年 6 月 15 日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 15 日(評議員会の議決日)から施行する。

別表 1 役員及び評議員の報酬等

名 称	報 酬	備 考
評議員業務報酬等（日額）	11,137円	
役員業務報酬等（日額）	11,137円	